盛土規制法の施行による 成田市残土条例の改正に伴う パスリックコメントの実施について(案)

成田市環境部環境対策課

市残土条例と盛土規制法

• 市残土条例

正式名称「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」 土砂等の搬入による土地の埋立て、盛土及び堆積行為並びに土砂等 の土質について、必要な規制を行うことにより、自然環境及び生活環 境を保全するとともに**災害の発生を未然に防止し**、もって住民の健康 で安全かつ快適な生活を確保することを目的としている。

• 盛土規制法

正式名称「宅地造成及び特定盛土等規制法」

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による**災害防止のため**必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的としている。

災害の発生の防止

- 市残土条例と盛土規制法の目的は、災害の発生について未然防止を図る点で重複している。
- 盛土規制法は、令和3年7月に静岡県熱海市において発生した 土石流災害を踏まえ、盛土等による災害発生の防止を目的とし て、全国一律の基準で危険な盛土等を包括的に規制するため、 令和5年5月に施行された。(千葉県の運用開始は令和7年5 月を目途にしている。)
- 市残土条例による災害の未然防止に係る規制内容は、盛土規制 法に含まれることから、条例により重複して規制する必要は認 められないものと考える。

規制区域について

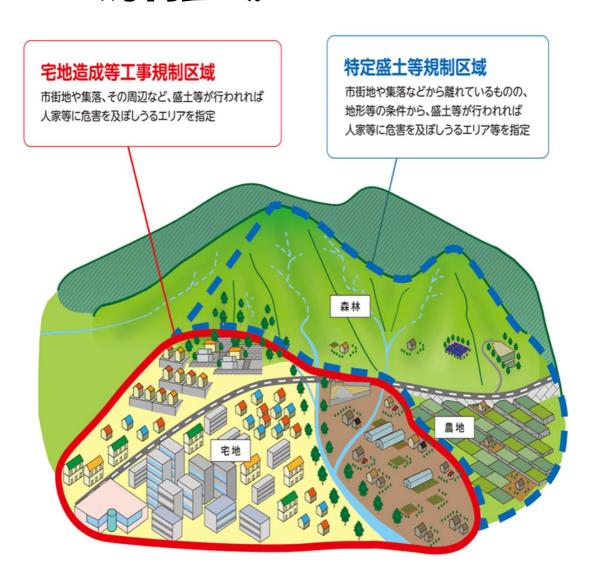
- 市残土条例は、市内全域に適用される。
- ・盛土規制法は、 「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」がある。
 - ・宅地造成等工事規制区域 市街地や集落等 市街地などに隣接・近接する土地の区域
 - ・特定盛土等規制区域 市街地や集落等からはなれているものの、地形等の条件から人家等 に危害を及ぼし得るエリアなど

成田市においては、市内全域が、宅地造成等工事規制区域に指定される予定のため、規制区域についても重複する。

盛土規制法による規制区域のイメージ

盛土等に伴う災害から人命を守るため、 都道府県知事等は、危険な盛土等を規 制する区域を指定できるようになる。

成田市全域が 宅地造成等工事規制区域 に指定される予定です。



許可対象範囲

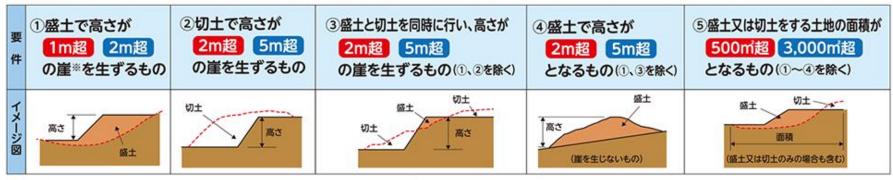
- 市残土条例は、外部搬入土砂による500㎡以上の盛土等を行う場合に許可が必要となる。
 - ①法令等に基づき許可や認可(例:森林法や都市計画法など) を伴わない盛土の場合は市残土条例第7条許可とし、盛土の 構造や土質について規制している。
 - ②法令等に基づき許可や認可を伴う盛土の場合には、市残土条 例第8条許可とし、土質のみについて規制している。

盛土規制法による許可対象となる盛土等の規模について

許可対象となる盛土等の規模 赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等



*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

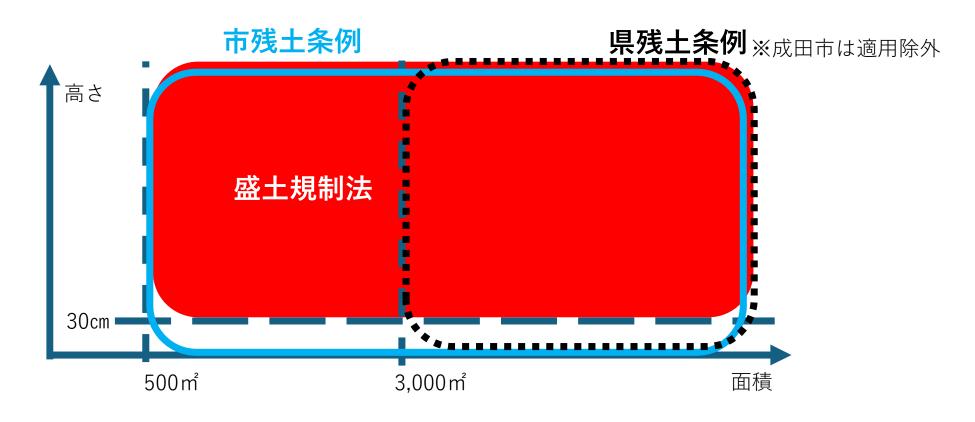
※災害の発生するおそれがないと認められる工事は規制対象外

例) 盛土又は切土の厚さが30cmを超えないもの

残土条例と盛土規制法の範囲について

盛土規制法では

- ・宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積を規制(残土条例では対象としていなかった砕石のみによる堆積も規制)
- ・災害の発生する恐れがない工事は、規制外(30cm以下の切土盛土など)



市残土条例の実績

- 条例第7条許可(他法令許可を伴わない許可)令和3年1件 令和4年0件 令和5年2件
- 条例第8条許可(他法令許可を伴う許可)令和3年2件 令和4年1件 令和5年3件
- 盛土規制法の規制対象外である30cm以下の盛土による許可の 実績は今までなし

今後の市残土条例のあり方について

- ・盛土等の構造については、法の趣旨に伴い盛土規制法による規制となり、市残土条例による規制は重複することから、必要はないものと考える。
- ・盛土規制法は土壌汚染防止については目的としておらず、外部 搬入土砂等による土壌の汚染を防止することが困難であること から、土質の安全性については、今まで通り規制が必要である。



- ・市残土条例等の改正を予定しております。
- 市残土条例の改正は、パブリックコメント手続対象に含まれることから、パブリックコメントを実施する予定でおります。